

蒲郡市国民健康保険税徴収方法変更取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、蒲郡市国民健康保険税条例(昭和32年蒲郡市条例第18号。以下「条例」という。)第19条第1項の規定に基づき、老齢等年金給付(地方税法施行令(昭和25年政令第245号)第56条の89の2第1項及び第2項に規定する老齢等年金給付をいう。)の支払を受けている年齢65歳以上の国民健康保険の被保険者である世帯主(以下単に「世帯主」という。)を条例第19条第1項に規定する特別徴収対象被保険者としないものとする判断の基準及び当該判断による徴収方法の変更に関し、必要な事項を定めるものとする。

(判断基準)

第2条 市長は、次に掲げる場合には、世帯主を特別徴収対象被保険者とせず、国民健康保険税を普通徴収(条例第16条に規定する普通徴収をいう。以下同じ。)の方法により徴収する。

- (1) 世帯主から口座振替により国民健康保険税を納付する旨の申出があり、市長が口座振替による普通徴収の方法によっても確実な徴収が見込めると認める場合
- (2) 世帯主から特別の事情(国民健康保険法施行令(昭和33年政令第362号)第1条各号に掲げる事由をいう。以下同じ。)があることを理由に、口座振替により国民健康保険税を納付する旨の申出があり、市長が特別徴収(条例第16条に規定する特別徴収をいう。以下同じ。)の方法によって徴収することが著しく困難であると認める場合

(普通徴収から特別徴収への変更)

第3条 市長は、前条の規定により徴収の方法を普通徴収とした場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、世帯主を特別徴収対象被保険者とする。

- (1) 前条の規定により徴収の方法を普通徴収とした世帯主について、当該世帯主が普通徴収の方法により納付すべき国民健康保険税を、特別の事情がなく滞納し、当該国民健康保険税について今後確実な納付が見込めないと市長が判断したとき。
- (2) 前条第1号の規定により徴収の方法を普通徴収とした世帯主から特別徴収の方法により国民健康保険税を納付する旨の申出があったとき。

(3) 前条第2号の規定により徴収の方法を普通徴収とした世帯主について、特別の事情が消滅したとき。

(4) 虚偽の申出その他不正な行為により徴収の方法が特別徴収から普通徴収へ変更されたと市長が認めるとき。

(申出等)

第4条 第2条第1号の申出をしようとする世帯主は、国民健康保険税納付方法変更申出書（第1号様式）及び国民健康保険税の納付に係る口座振替依頼書（金融機関が受付をしているものに限る。）の控え（次項及び第3項において「口座振替依頼書の控え」という。）を市長に提出しなければならない。

2 第2条第2号の申出をしようとする世帯主は、国民健康保険税納付方法変更申出書（特別事情）（第2号様式）に特別の事情があることを証明する書類及び口座振替依頼書の控えを添えて、市長に提出しなければならない。

3 前2項に規定する申出を行う場合において、既に世帯主が金融機関に口座振替依頼書を提出しており、市長がその振替口座を確認できるときは、口座振替依頼書の控えを提出することを要しないものとする。

4 第2条第2号の規定により徴収の方法を普通徴収とした世帯主は、特別の事情が消滅した場合は、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。

5 前条第2号の申出をしようとする世帯主は、国民健康保険税納付方法変更中止申出書（第3号様式）を市長に提出しなければならない。

(通知)

第5条 市長は、第3条の規定により徴収の方法を変更する場合、又は前条第1項若しくは第2項の規定による申出を認める場合は、蒲郡市国民健康保険税条例施行規則（昭和45年蒲郡市規則第19号）第2条に規定する国民健康保険税仮徴収額決定(変更)通知書又は第5条に規定する国民健康保険税納税通知書により、当該世帯主に通知するものとする。

2 市長は、前条第1項又は第2項の規定による申出を認めない場合は、国民健康保険税納付方法変更申出却下通知書（第4号様式）により、当該世帯主に通知するものとする。

(雑則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年12月16日から施行する。

第1号様式（第4条関係）

国民健康保険税納付方法変更申出書

年 月 日

蒲郡市長様

国民健康保険税を、年金からの支払ではなく、口座振替による納付を申出いたします。

なお、納付方法変更後に口座振替不能が継続した場合は、年金からの支払により納付することを承諾します。

○申出者記入欄（太枠内を記入してください。）

世帯主	氏名	
	住所	
	電話番号	
申出者	氏名	(□世帯主と同じ。以降記入不要)
	住所	
	世帯主との続柄	
	電話番号	

第2号様式（第4条関係）

国民健康保険税納付方法変更申出書（特別事情）

年 月 日

蒲郡市長様

国民健康保険税を、年金からの支払ではなく、口座振替による納付を申出いたします。

なお、納付方法変更後に口座振替不能が継続した場合は、年金からの支払により納付することを承諾します。

○申出者記入欄（太枠内を記入してください。）

世帯主	氏名	
	住所	
	電話番号	
申出者	氏名	（□世帯主と同じ。以降記入不要）
	住所	
	世帯主との続柄	
	電話番号	
納付することができない理由		国民健康保険法施行令第1条第 号該当 具体的に
備考		添付資料

第3号様式（第4条関係）

国民健康保険税納付方法変更中止申出書

年 月 日

蒲郡市長様

国民健康保険税を、口座振替による納付ではなく、年金からの支払への変更を申出いたします。

なお、納付方法変更後に、年金からの支払条件を満たさない場合は、口座振替による納付を承諾します。

○申出者記入欄（太枠内を記入してください。）

世帯主	氏名	
	住所	
	電話番号	
申出者	氏名	(□世帯主と同じ。以降記入不要)
	住所	
	世帯主との続柄	
	電話番号	

第4号様式（第5条関係）

国民健康保険税納付方法変更申出却下通知書

年 月 日

様

蒲 郡 市 長



年 月 日付けで申出がありました国民健康保険税の納付方法の変更については、下記のとおり却下しましたので、通知します。

記

却下理由	
------	--